

令和2年1月28日(火)

令和2年第1回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和2年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、11番：喜屋武 隆委員、12番：奥濱 健委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から3番は、別紙参考資料1ページから3ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長北公民館の南東300㎡に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南側300㎡に位置し、譲受人は花き栽培と野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、E3工場の東側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜・カボチャ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から3番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号4番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号4番は、別紙参考資料4ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

宮平推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、クボタ宮古島営業所から東側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営農家で畜産経営とサトウキビ栽培を行っています。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号4番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は10件でございます。受付番号5番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号5番から14番は、別紙参考資料5ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、8番委員

川満委員：

受付番号9番の譲受人の畑が未耕作地であるため、事務局は確認してありますか。畑の耕作もしていないのに、無償移転というのはどうですか。

砂川事務局：

航空写真等で確認しましたが、実際の現場確認はしていませんので、現場確認後に畑をきれいに耕作させてから再申請させますので、今回は保留とします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号9番を除いて、受付番号5番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題としますが、伊良部3区・仲地正彦推進委員と伊良部4区・島尻勝信推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《伊良部3区推進委員・伊良部4区推進委員退室》

議 長：それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、44件でございます。受付番号1番から44番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号1番と2番の説明に関しては参考資料等を参照して下さい。

議 長：次に受付番号3番から44番の現地調査の結果ならびに補足説明を農政課事務局をお願いいたします。

下地事務局：

申請されている土地に関しては、農地ゾーン設定で、円滑化団体に貸付している利用権貸借になっています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。では、伊良部3区推進委員と伊良部4区推進委員の入室・着席を認めます。

《伊良部3区推進委員・伊良部4区推進委員入室・着席》

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西原公民館の近辺に位置し、譲受人は夫婦経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、福山集落の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、長北集落センターの近辺に位置し、譲受人は、機械等も所有して野菜・カボチャ栽培農家です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、友利集落から城辺方面向けに位置し、譲受人はサトウキビ収穫後に野菜・カボチャ栽培とということです。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から西側1kmに位置し、譲受人は、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。申請者の譲受人は、家族経営で畜産経営を行い、機械等も所有して採草地の管理です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、18件でございます。受付番号1番から18番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から18番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を事務局にお願いします。

國仲委員：

現地調査報告をいたします。令和2年1月15日に調査員として、10番：砂川委員、芳山会長、事務局の川満次長、砂川さん、上原主任の合計6名で午前9時30分から10時まで資料内容調整会議、10時から午後3時30分まで5条申請18件、非農地証明願4件、合計22件の現地調査、午後3時40分から4時まで事務局にて調査内容調整会議の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、フレッシュストア下地の西側300㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野庁舎の西側300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、役所から概ね300㎡以内の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

申請地は土地改良されている土地ですが、駐車場設置は出来るんですか。

川満事務局：

この申請地は、農振除外されていますので、駐車場設置は可能です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明ですが上野3区・友利博明推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。

《 上野3区推進委員退席 》

議 長：それでは、改めまして、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員
にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、アットホーム心の北側300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地内として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
では、上野3区推進委員の入室・着席を認めます。

《上野3区推進委員入室・着席》

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、アットホーム心の北東300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地内として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所はパイオニア鉄工所前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・学校・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、しまむらの南側150㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします

國仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、沖縄電力第2発電所の北側200[㌢]に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番から11番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番から11番の説明をいたします。場所は、とみや商会の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、4割街区、宅地率が4割を超える農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番から11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は宮古島市クリーンセンターの東側300㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号13番と14番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号13番と14番の説明をいたします。場所は市民球場の北東150㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番と14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、宮古合同庁舎の南側建設会館の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場南側のファミリーマート下地店の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、比嘉ロードパークの南側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地農振農用地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、長間郵便局の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地連たん近接、西城小・中学校を中心に宅地等が連たんしている周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第5号の中から受付番号13番、14番、16番となります。先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明をおわります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査
結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、狩俣集落センター南西側250[㎡]に
位置し、表土が少ない土地で、石礫などが多い農地で利用困難として非農地と判
断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願い
いたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定
してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたしま
す。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣集落センター北側200[㎡]に位
置し、原野化している状況で非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮國葉たばこ処理加工施設南側50mに位置し、原野化はしておらず、植栽後も見受けられているので、不許可相当として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

上野地区パトロールでの不許可相当という判断ですので、今回の申請は不許可相当とします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部長山集落の北側に位置し、石混じりの土地で農地としては困難であるため非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号、別段の面積（下限面積）の設定についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

別添資料の別段の面積（下限面積）の設定資料を説明する。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第7号別段の面積（下限面積）の設定についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和2年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和2年1月28日（火）

会 長 芳 山 辰 巳
1 1 番 委 員 喜 屋 武 隆
1 2 番 委 員 奥 濱 健

